

社会福祉法人 みなせ福祉会 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 グループホーム寿郷 重要事項説明書

1. 事業の目的

社会福祉法人みなせ福祉会（以下、事業者）が設置運営するグループホーム寿郷（以下、「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適切な事業のサービス等を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人みなせ福祉会
事業者の所在地	秋田県湯沢市皆瀬字小野188番地1
代表者氏名	理事長 兼子 賢一
電話番号	0183-58-4004

4. 事業所

1) 概要

事業所名	グループホーム寿郷
指定番号	0590700241
所在地	秋田県湯沢市皆瀬字小野188番地1
管理者の氏名	柴田奈津美
電話番号	0183-58-4004
FAX番号	0183-46-2900
サービスを提供する地域	湯沢市内
敷地面積	750.5㎡
建物構造	鉄筋コンクリート平屋
延床面積（施設本体）	750.5㎡
入居定員	9名

2) 主な設備

種 類	数	面 積	設備基準
居室（個室） ミニキッチン 収納、便所、洗面設備付	9	1居室 22.01m ²	1居室 7.43m ² 以上
居間及び食堂	1	90.17m ²	ケアハウス共用
浴室	1	29.83m ²	
洗濯・湯沸し室	1	11.28m ²	ケアハウス共用

5. 事業所の従業者職種及び員数体制

従業者職種	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務及び職員の 管理等	1名 (兼務)		1名
計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	介護サービス計 画の作成等	1名 (兼務)		1名
介護職員	利用者の介護等	8名 (兼務2名)		8名

6. 事業所の勤務体制

従業者職種	勤務体制
管理者	日勤 8:00~17:00、9:00~18:00
計画作成担当者	9:00~16:00他
介護職員	遅番 9:30~18:30、夜勤 17:00~9:00 日中の活動時間帯、6:00~21:00は原則として常勤換算で3名以上の職員が勤務する。夜勤は、原則として職員1名で利用者9名の介護をする。

7. 資格の確認

- 1) 介護サービスの提供の際には、介護保険被保険者証で要介護・要支援区分及び有効期間等を確認をする。
- 2) 前項の被保険者証に介護認定審査会意見書が記載されている場合は、当該意見に配慮して介護サービスを提供する。
- 3) 認知症であることを証明する書類の提出を求める。

8. サービスの内容と利用料

1) 介護保険給付サービス

サービスの種別	内 容	利 用 料
生活相談	利用者、利用者の身元保証人等 に対し日常生活における介護等 に関する相談及び助言を行う。	介護報酬の告示上の額（ただ し、法定代理受領サービスに該 当するサービスを提供した場合

入浴・清拭	利用者の希望及び体調にあわせて行う。	には、その利用者から利用料の一部として、サービスに係る費用基準額から事業所に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額
食事	<p>食事時間</p> <p>朝食 7:30～8:00</p> <p>昼食 12:00～12:30</p> <p>夕食 18:00～18:30</p> <p>1週間毎に立てる献立表に基づき、利用者の要望と旬の素材を取り入れながら栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供する。(ただし、食材料費等は介護保険給付対象外)</p>	
排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けても適切な支援を行う。	
健康管理	通常は利用者の主治医と連携して対応するが、緊急時等は事業所の協力医療機関等において必要な措置を講じることがある。	
機能訓練(日常生活動作機能訓練)	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るためにレクリエーションや季節的行事を実施する。	
前各号に掲げるもののほか、その他事業所が必要と認めること		

※各種加算等については、別紙「料金表」に記載されています。

2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	利用料
居住に要する費用	家賃等	1カ月 30,000円
食事の提供に要する費用	食材料費、利用者が選定する特別な食事費用等	内訳 朝食400円、昼食400円、夕食500円
おやつ代		1日 100円
光熱水費	ガス、上下水道、ボイラー灯油代等	1カ月 夏季(4月～9月) 5,000円

		冬季（10月～3月）10,000円
共同管理費	トイレトペーパー・洗剤等 共用場所の光熱水費	1カ月 3,000円
居室電気料		実費負担
おむつ代		実費負担
希望される日用品費	利用者ご本人が希望して使用する シャンプー、ボディソープ等	実費負担
希望する教養娯楽費	利用者ご本人が希望して使用する 趣味活動の材料費等	実費負担
理美容代	利用者ご本人が希望して利用する 理美容室の代金等	実費負担
医療費、その他費用	必要があって医療機関に通院、 往診、入院などによって発生する 医療費、その他費用は別途自己 負担。	実費負担
その他、利用者が負担する ことが適当と認められるもの	洗濯以外のクリーニング代等	実費負担

※その他の費用の額については、別紙「料金表」に記載されています。

9. 身元保証人

事業所は利用者に対して、身元保証人を定めることを請求できる。身元保証人は、本契約に基づく利用者の事業所に対する責務について連帯保証人となるとともに、次の各号の責任を負う。

- 1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 2) 契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保等に努めること。
- 3) 利用者が死亡した場合、遺体及び慰留金品の引受、その他の必要な措置を行うこと。
- 4) 利用料等の支払いが遅滞した場合、遅滞した全額を連帯して支払うこと。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- 1) 利用者は、管理者その他の従業者による指導または指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- 2) 利用者は、外出を希望する場合は所定の手続きにより管理者その他の従業者に届け出ること。
- 3) 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- 4) 利用者は、事業所が定める運営規程に従い、利用契約内容を履行すること。

11. 喫煙

喫煙は、施設内（居室含む）は禁煙とし、施設外の所定の場所に限り許可する。

1 2. 飲酒

飲酒は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は禁酒とする。

1 3. 禁止行為

利用者及び身元保証人等は、事業所で次の行為を禁止する。

- 1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2) けんか、口論、誹謗中傷、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 6) 無断で来訪、面会、宿泊、外出、外泊をすること。(必ず職員の許可を得る)
- 7) その他共同生活の秩序を乱す行為。

1 4. 賠償責任

事業所は、サービス提供にあたって故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとする。事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れる。

- 1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 4) 利用者が、事業所及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
- 5) 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、利用者が損害や災難を受けた場合。

1 5. 衛生管理

事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するなど、常に衛生管理に留意する。利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。従業員は、設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。

1 6. 情報の公開

事業所は、現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や外部評価を定期的実施し、利用者及び身元保証人等に説明する。また情報提供項目については、市町村へ定期的に提出し、内容については掲示する。

17. 個人情報の保護

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者または身元保証人等の秘密を保持することを厳守する。また、社会福祉法人みなせ福祉会 個人情報保護規程に基づき、個人情報を次の通り厳正な取り扱いに努める。

- 1) 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または身元引受人等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 2) 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 3) 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及び身元保証人等の個人情報の利用目的を公表する。
- 4) 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

18. 緊急時の対応

事業所は、利用者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、また利用者の身元保証人等に連絡をする。

19. 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、専任の担当者を置く。また、対策を検討する虐待防止委員会を設け、定期的又は必要な都度開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。従業者へは虐待防止のための研修を年2回実施する。虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認への協力、発生の原因と再発防止策を委員会で協議し、再発防止に努める。

事業所は、サービスを提供するにあたって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、同意を得る。

20. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の身元保証人等に連絡するとともに、顛末記録（事故報告書）、再発防止対策に努めその対応について協議する。また事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

21. 非常災害対策

非常時の対応	別に定める「社会福祉法人みなせ福祉会 消防計画」及び「事業継続計画」により対応します。
--------	---

平常時の訓練等	別に定める「社会福祉法人みなせ福祉会 消防計画」により、年2回以上の夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方々も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	防火扉	有
	自動火災報知器	有	消火器	有
	誘導灯	有	非常通報装置	有
	誘導標識	有	火災通報装置	有

2.2. 地域との連携

事業の運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。運営推進会議を2カ月に一回開催し、地域住民の意見・要望を運営に活かす。

2.3. 記録の整備

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

2.4. 苦情処理

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら何でもお気軽に相談下さい。「社会福祉法人みなせ福祉会 福祉サービス苦情解決実施規程に基づき対応します。

- ・施設苦情窓口 受付担当：管理者 柴田奈津美
- ・施設の苦情解決責任者：施設長（常務理事） 小南智子
- ・施設外苦情申立窓口

秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018-826-6864

湯沢市長寿福祉課 介護保険班 電話 0183-73-2111

湯沢市役所 皆瀬庁舎 電話 0183-46-2111

湯沢市役所 稲川庁舎 電話 0183-42-2111

湯沢市役所 雄勝庁舎 電話 0183-52-2111

秋田県運営適正化委員会 電話 018-864-2726

2.5. 協力医療機関、協力歯科医療機関

1) 協力医療機関

名称	湯沢内科循環器科クリニック
所在地	湯沢市沖鶴215番地1
電話番号	0183(72)1112

名称	雄勝中央病院
所在地	湯沢市山田字勇ヶ岡25
電話番号	0183(73)5000

2) 協力歯科医療機関

名称	新山歯科医院
所在地	湯沢市皆瀬字下菅生14-1
電話番号	0183(46)2002

2.6. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、ハラスメント防止の指針を整備し、ハラスメント対策の推進を行う。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 秋田県湯沢市皆瀬字小野188番地1

社会福祉法人 みなせ福社会

事業所名 グループホーム寿郷

(指定番号)

管理者名 柴田 奈津美 印

説明者 柴田 奈津美 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重
要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 湯沢市

氏名 印

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名 印(続柄)

<身元保証人>

住所 湯沢市

氏名 印